

研究試料の提供に関する覚書【提供（無償）】

国立大学法人東北大学（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、乙に所属する〇〇〇〇〇〇（役職、氏名）（以下「丙」という。）が実施する研究（以下「本研究」という。）に係る甲が所有する研究試料の提供に関して、次のとおり覚書を締結する。

第1条（研究試料の提供）

甲は、乙に対し、本覚書締結後速やかに甲が開発し、保有する「〇〇〇〇〇〇〇（試料名、数量）」（以下「本研究試料」という。）を無償で提供し、丙は、本研究試料を用いて、本研究を実施する。

第2条（研究試料の使用目的）

乙及び丙は、本研究試料を、丙が実施する下記研究のみに使用するものとする。

使用目的：

研究内容：

2. 本研究は、本覚書によるほか別添の「研究計画書」に従って実施するものとする。
3. 本研究の実施期間は、〇〇〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇〇〇年〇月 〇〇日とする。
4. 乙は、丙に、本研究試料を用いた本研究を実施させることとし、乙は甲の事前の書面による承諾なく第三者と共同で又は第三者に委託して実施してはならない。

第3条（目的外使用の禁止）

乙は、甲の事前の文書による承諾なく、本研究試料を本研究以外の目的に使用してはならず、また第三者に提供してはならない。また、本研究試料自体又は本研究試料で処理した細胞等をヒト及び食用となる生物へ投与してはならない。

第4条（報告）

乙は、本研究の実施期間終了後 30 日以内に、本研究の結果を甲に文書で報告する。

2. 乙は、前項のほか、本研究から知的財産権となりうる成果を獲得した場合は、獲得後直ちに、甲に文書で報告する。

第5条（成果）

甲及び乙は、本研究により得られた一切の成果（以下「本成果」という。）、本成果について知的財産権を取得する権利及び当該知的財産権の権利の帰属、持分、出願方法、その他の条件について別途協議のうえ、定めるものとする。

第6条（公表）

乙は本研究及び本成果を公表するときは、書面により甲へ事前に当該公表、時期、方法等について通知し甲と協議するものとする。

2. 前項の公表に際し、乙は甲の求めに応じて本試料の出所が甲である旨を明示するものとする。

第7条（秘密保持）

甲及び乙は、本覚書締結の事実並びに、本成果及び本研究を通じて知り得た相手方の技術上その他一切の情報のうち特に秘密とする旨指定された情報を、本研究の実施期間のみならず実施期間終了後 3 年間は、秘密を保持し第三者に開示してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当するものについては、この限りでない。

- (1) 相手方から開示された時点で、既に公知となっていたもの
- (2) 相手方から開示された時点後、自らの責によらず公知となったもの
- (3) 相手方から開示された時点で、既に自ら保有していたもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から守秘義務を負うことなく開示されたもの

(5) 開示された後、相手方の本研究試料を用いることなく、独自に開発したことを正当に証明できるもの

(6) 事前に相手方の文書による承諾を得たもの

第8条（甲の免責）

本研究試料を用いた本研究を実施した結果、乙に不利益または損害が発生した場合は、甲は一切の責任を負わない。

第9条（権利）

本覚書の締結並びにこれに基づく本研究試料の開示及び提供は、乙に対して実施権その他の権利を付与するものではない。

第10条（実施期間終了後の措置）

乙は、本実施期間終了後直ちに、本研究試料の残余を甲の指示に従いに返却又は廃棄する。

第11条（覚書の有効期間）

本覚書の有効期間は第2条に定める期間とする。

2. 本覚書の失効後も、第3条から第10条及び第12条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

第12条（関係法令）

甲及び乙は、輸出管理に関する法令その他本試料移転の実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

第13条（契約違反）

甲及び乙は、相手方が本覚書に違反した場合は、自ら被った損害の賠償を求めることができるほか、催告のうえ本覚書を解約することができる。

第14条（協議）

本覚書に定めのない事項及び疑義を生じた条項については、本覚書の趣旨に鑑み、両者誠意をもって協議のうえ、その取扱いを定める。

本覚書締結の証として、本書2通を作成し、当事者記名捺印の上各自その1通を保有する。

年 月 日

甲： 住所
国立大学法人東北大学
〇〇研究科長

〇〇 〇〇

乙： 住所

〇〇 〇〇